

加西市立認定こども園移管先事業者募集に係る質問及び回答書

質 問	回 答
<p>(1) プレゼンテーション審査について</p> <p>①プレゼンテーションに与えられる時間は何分ですか</p> <p>②プレゼンテーション審査の内容は、以下のような内容と考えてよろしいですか。</p> <p>a 当該事業者についての説明・紹介</p> <p>b 選考委員との質疑応答</p>	<p>(1) プレゼンテーション審査について</p> <p>① プレゼン 20 分、質疑 30 分の時間配分で、概ね 1 時間以内を予定します。</p> <p>② 審査内容は以下の内容となります。</p> <p>a 提出書類、応募内容についての説明</p> <p>b 選考委員との質疑応答</p>
<p>(2) 募集要項別紙 3 の審査基準について審査項目 6－組織計画（様式第 9 号）で看護師が配置されているか、と記述してあります。看護師配置の有無は採点基準として何ポイント程度の配点になるのでしょうか。</p>	<p>(2) 募集要項別紙 3 の審査基準について看護師の配置は推奨すべき要件として配置に努めることとしています。組織計画の中での総合的な配点となりますので、看護師の有無に限定した点数についてはお答えができません。</p>
<p>(3) 北条東こども園の現職員で、移管後に民間園職員として引き続き当該園で勤務する職員について、引き継ぎ保育スタート時点で職員名が判明していると考えてよろしいですか。</p>	<p>(3) 移管後に民間園職員として引き続き勤務する職員は、引き継ぎ保育スタート時点で判明していることを想定しています。</p>
<p>(4) 北条東こども園では保護者会や P T A 等の組織はありますか。あれば、組織体制や活動内容の概要をお知らせ願います。</p>	<p>(4) 北条東こども園には P T A 組織があります。別紙資料をご確認ください。</p>

加西市立北条東こども園PTA規約

(令和2年度)

第1条 本会は、加西市立北条東こども園PTAと呼び、事務所を北条東こども園内に置きます。

第2条 本会は、こども園と家庭が力を合わせて、常に園児の環境を整え、その福祉を増進することに努めます。

第3条 本会は、現職員と在園児の父母及び保護者をもって組織します。

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行います。

1. 諸会合の開催
2. 講演会・座談会の開催
3. 年中行事の開催援助
4. 環境の整備に対する援助
5. その他必要と認める事項

第5条 本会は、次の役員を置きます。

1. 会 長 1名(5歳児保護者より)
2. 副 会 長 2名(5歳児保護者より)
3. 書 記 2名(5歳児保護者及び職員より)
4. 会 計 2名(5歳児保護者及び職員より)
5. 会計監査 2名(4歳児保護者より)
6. 顧 問 若干名
7. クラス役員 若干名(3歳児、4歳児、5歳児クラスより)

第6条 会長・副会長・書記・会計及び会計監査は次年度の会員による立候補または、抽選をもって選出し、前会長及び推進委員が推挙し、総会において承認します。本部役員においては、再任しないものとします。

本部役員を経験した会員は、次年度1年間は兄弟姉妹のクラス役員選出をしないものとします。

くじ引きは一家族一本とします。

第7条 推進委員及び選挙管理委員は、会長がこれを委嘱します。

第8条 顧問は、会長が役員会の賛成を得て委嘱します。

第9条 クラス役員は、クラス別の会員中より、1名又は2名選出します。

クラス役員は各クラスにおいて立候補または抽選によって選出します。

1園児に対し、クラス役員を経験した会員はその園児のクラスについては再任しないものとします。次年度1年間は、本部役員及び兄弟姉妹のクラス役員選出しないものとします。

今年度より、小・中学校の本部4役員に限りこども園の本部役員を免除とする。

第10条 役員の任期は、4月1日に始まり1か年とします。但し、会長・副会長の任期は、総会から総会までとします。

第11条 役員の任務は、次のとおりとします。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括します。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時は代理します。
3. 書記は、会長の命を受け、庶務に従事します。
4. 会計は、会長の命を受け、会計事務に従事します。
5. 会計監査は、会計を監査します。
6. クラス役員は、本会の事業の運営にあたります。
7. 選挙管理委員は、会長の命を受け役員選挙の管理に従事します。
8. 役員は、本会の事業の運営にあたります。

第12条 役員会は、必要に応じて会長がこれを招集します。

第13条 総会は、毎年度1回4月に開き、必要のある時は、臨時総会を開きます。

第14条 役員会で決議する事項は、おおむね次の通りです。

1. 庶務・会計に関する事項
2. 各種行事の開催に関する事項
3. 保健衛生その他厚生に関する事項
4. その他必要と認める事項

第15条 本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってこれにあてます。

第16条 会費は、園児一人につき1ヵ月600円とします。

卒園記念品費は、5歳児一人につき1ヵ月200円とします。

附 則

第1条 本規約は、総会の決議によらなければ改正できません。

第2条 本規約は、平成27年4月25日から施行します。

本規約は、平成28年4月23日より一部改正施行します。

本規約は、平成29年4月22日より一部改正施行します。

本規約は、平成30年4月21日より一部改正施行します。

本規約は、平成31年4月20日より一部改正施行します。

令和2年度 事業計画

月	日	P T A 行 事	日	園 行 事
4	18	第1回役員会	6	入園式・進級式
	25	加西市立こども園PTA連絡協議会		
5	30	第2回役員会		
6			22	個別懇談(22日～26日)
7			20	1学期終業式(教育利用)
8				(教育利用夏休み7/21～8/31)
9	5	第1回奉仕作業・第3回役員会	1	2学期始業式(教育利用)
10			10	運動会(雨天:11日に延期)
			22	オープンスクール(22日～23日)
11	未	PTA親子まつり	6	5歳児 竹馬頑張り会
			26	保育参観(0～2歳児)
			27	5歳児就学時健康診断(於:北条東小学校)
12			5	音楽会(3～5歳児)
			7	個別懇談(7～11日)
			22	2学期終業式(教育利用) (教育利用冬休み12/23～1/11)
			28	第2保育期終了(保育利用)
1		第4回役員会	4	第3保育期開始(保育利用)
			12	3学期始業式(教育利用)
2			4	5歳児小学校入学説明会、体験入学(午後) (北条東小学校行事)
			13	生活発表会(午前中)(0～5歳児)
			26	5歳児 こども茶道教室お披露目会
3	6	第2回奉仕作業 役員選出	19	5歳児修了証書授与式
	〃	会計監査 第5回役員会	19	3学期終業式(教育利用)
	〃	新旧本部役員引継ぎ会		教育利用春休み(3/20～)
			27	第3保育期終了(保育利用)

- ・アルミ缶 収集
- ・たぬきカード 収集

*行事の日は諸般の事情で変更する場合があります。
ご了承ください。

*5歳児が付いているのは5歳児のみの行事です。

*保育・給食参観(3～5歳児)・家庭教育講座については、新型コロナウイルスが落ち着くまで未定とします。